

廿日市市就学援助費支給要綱

平成2年4月1日

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒等の保護者に対する就学援助について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。
- (2) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (3) 入学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、小学校に就学させるべき者をいう。
- (4) 児童生徒等 児童、生徒又は入学予定者をいう。
- (5) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。

(支給対象者)

第3条 就学援助費の支給対象者は、廿日市市内に住所を有する児童生徒等の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、入学予定者の保護者にあつては、第1号を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に生活に困窮している者で次項に規定する者（以下「準要保護者」という。）

2 準要保護者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者
ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市民税の非課税

ウ 地方税法第323条の規定による市民税の減免

エ 地方税法第72条の62の規定による事業税の減免

オ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の2までの規定による保険料の減免

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

ケ 社会福祉協議会の生活福祉資金制度による貸付

(2) 前々年中（6月以降の申請については前年中）の所得額が生活保護法第8条第1項の規定による厚生労働大臣の定める基準を参酌して廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める基準により算定される額に一定の割合を乗じて得た額以下の世帯に属する者

(3) その他教育委員会が特に認める者

3 第1項の規定にかかわらず、他の市町村に住所を有し、廿日市市立小学校又は中学校に区域外就学している児童又は生徒の保護者で、第1項各号のいずれかに該当する者は、住所を有する市町村との協議の上、就学に必要な援助（以下「援助」という。）を行うものとする。

（就学援助対象費目）

第4条 就学援助費の費目（以下「就学援助対象費目」という。）は、別表のとおりとする。ただし、要保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助として支給を受けているものを除く。

（支給申請）

第5条 就学援助費の支給を受けようとする児童又は生徒の保護者は、所定の様式による申請書及び必要添付書類（以下「申請書等」という。）を当該児童又は生徒の在学する学校の長（以下「学校長」という。）を經由

して教育委員会に提出しなければならない。ただし、新入学準備金の支給を受けようとする小学校第6学年に在学する児童の保護者については、新入学準備金の支給申請に限り、申請書等を直接教育委員会に提出することができる。

2 児童又は生徒の保護者から前項の規定による申請（新入学準備金の支給申請を除く。）があったときは、学校長は申請書等に基づき、世帯票を作成するものとする。

3 新入学準備金の支給を受けようとする入学予定者の保護者は、申請書等を教育委員会に提出しなければならない。

（支給決定等）

第6条 教育委員会は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、就学援助費の支給の適否を決定の上、学校長を通じて児童又は生徒の保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第3項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、新入学準備金の支給の適否を決定の上、入学予定者の保護者に通知するものとする。

（就学援助費の額及び支給方法）

第7条 就学援助費の額は毎年度予算の範囲内で教育長が定める。

2 就学援助は、金銭によってのみ行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は物品の支給によることができる。

（権限の委任）

第8条 就学援助費（新入学準備金を除く。）の支給を受ける者は、その請求、受領並びに過誤払金の返納及び処理の権限を学校長に委任できるものとする。

（目的外使用の禁止）

第9条 学校長は、前条に規定する委任により受領した就学援助費をその目的以外に使用してはならない。

（届出）

第10条 就学援助費の交付の決定を受けた児童又は生徒の保護者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を学校長を經由して教育委員会に届け出なければならない。

2 新入学準備金の交付の決定を受けた入学予定者の保護者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(就学援助費の返還)

第11条 就学援助費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、就学援助費の全部又は一部について返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する支給対象者の要件を欠くことになったとき。
- (3) 新入学準備金の支給を受けた入学予定者又は小学校第6学年に在学する児童が、それぞれ小学校又は中学校に入学する前年度において廿日市市内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 教育委員会において返還を要すると認めるとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

就学援助対象費目

費目	内容
学校給食費	学校給食において保護者が負担する経費
学用品費	児童又は生徒が学校における学習に必要とするものの経費

通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の経費
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動のうち、児童又は生徒が宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料又は校内で学校行事として行われる芸術鑑賞に必要な見学料
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	校外活動のうち、児童又は生徒が宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料
新入学準備金	入学予定者又は小学校第6学年に在学する児童が、次年度の小学校又は中学校の新入学にあたって必要な学用品・ランドセル・通学用服等の経費（小学校又は中学校への入学にあたり、それぞれ1回に限る。）
新入学学用品費（新入学準備金の支給を受けた保護者を除く。）	小学校又は中学校の第1学年に入学した児童又は生徒が、新入学にあたって必要な学用品・ランドセル・通学用服等の経費（小学校又は中学校への入学にあたり、それぞれ1回に限る。）
修学旅行費	児童又は生徒が、小学校又は中学校でそれぞれ1回参加する修学旅行の経費のうち、交通費（駐車料金、有料道路代金）・宿泊費（食費含）・見学料（入場料・ガイド料含）・均一に負担する記念写真代・旅行損害保険料・旅行業務取扱料金等の経費
通学費	児童又は生徒が、最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上（障害児学級の児童生徒にあつては、通学距離は問わない）の者が通学に利用する交通機関の旅客運賃）
医療費	児童又は生徒が、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第

174号) 第8条に規定する疾病(学校病)の治療のために要する経費(初診料、再診料、薬治料、注射料、処置料、手術料、検査料、レントゲン等)

備考

- 1 入学予定者の保護者に対する就学援助対象費目は新入学準備金とする。ただし、他の市町村から同様の援助を受けられる場合は支給しない。
- 2 廿日市市内に住所を有し、廿日市市立以外の小学校又は中学校に在学している児童又は生徒の就学援助対象費目は、学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、新入学準備金、新入学学用品費及び修学旅行費とする。
- 3 他の市町村に住所を有し、廿日市市立小学校又は中学校に区域外就学している児童又は生徒の就学援助対象費目は、学校給食費及び医療費とする。